

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に当り、その翌日は、その翌日)

## 目 次

◇ 告 示 保険医療機関等の指定(保険課)

県自然環境保全地域の指定予定(景観自然課)

県自然環境保全地域に関する保全計画の決定予定( )

土地改良事業の認可申請の適否の決定(農村整備課)

県営土地改良事業計画の変更(二件)( )

漁船損害等補償法による漁船保険契約の締結における義務加入の同意

を求めるための発起人の届出(水産課)

開発行為に関する工事の完了(四件)(都市計画課)

県営住宅の家賃等の徴収事務の委託(住宅課)

◇ 正 誤 平成十年三月三十一日付鳥取県規則第二十九号中訂正

## 告 示

### 鳥取県告示第三百六十四号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険

医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成十年五月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
竹内内科小児科医院	鳥取市本町五丁目二〇二	平成十年五月一日
麻木クリニク	鳥取市松並町三丁目五〇二一	〃
藤崎医院	鳥取市本町四丁目一〇	〃
医療法人山本外科内科医院	鳥取市末広温泉町二二五二	〃
おおたか診療所	米子市尾高二七四〇一	〃
こどもクリニクかさぎ	米子市中町七六一二	〃
森医院	西伯郡西伯町大字福成一〇一三一七	〃
古賀歯科クリニク	米子市尾高三〇四一一八	〃
太田歯科医院	鳥取市吉方温泉町三丁目八五二	〃
君野歯科医院	鳥取市田園町三丁目一七三	〃
医療法人社団野坂歯科医院	米子市福市一七二五一	〃
小川歯科医院	米子市両三柳四四八一三	〃
石亀歯科医院	東伯郡東伯町大字徳方四九一一七	〃
徳岡外科医院	倉吉市八屋一七七一三	平成十年五月二日
永原医院	西伯郡淀江町大字西原一〇二九一四	平成十年五月七日
足立内科医院	境港市幸神町二二〇	平成十年五月八日
トーゴー薬局	倉吉市山根五八二二	平成十年三月三十日
あさひ薬局倉吉店	倉吉市宮川町一三一七	平成十年五月一日

ケイ・アイ薬局	米子市皆生新田二丁目二二一	〃
小鴨薬局昭和店	倉吉市昭和町二丁目一	〃
小鴨薬局	倉吉市丸山町四七八一	〃
北斗調剤薬局	倉吉市新町三丁目一七七七一	〃
谷口薬局有限公司	倉吉市瀬崎町二七三八一四	平成十年五月十二日

鳥取県告示第三百六十五号

鳥取県自然環境保全条例（昭和四十九年十月鳥取県条例第四十一号）第十三条第一項の規定に基づき、県自然環境保全地域を指定する予定であるので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成十年五月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 県自然環境保全地域の名称  
鹿野河内県自然環境保全地域
- 二 県自然環境保全地域に含まれる土地の区域  
気高郡鹿野町大字河内字妙見谷ノ上四四一〇（面積一・二ヘクタール）
- 三 県自然環境保全地域の指定の案の縦覧場所  
鳥取県生活環境部景観自然課及び鹿野町役場
- 四 県自然環境保全地域の指定の案の縦覧期間  
平成十年五月十九日から二週間

鳥取県告示第三百六十六号

鳥取県自然環境保全条例（昭和四十九年十月鳥取県条例第四十一号）第十四条第一項の規定に基づき、鹿野河内県自然環境保全地域に関する保全計画を定める予定であるの

で、同条第四項において準用する同条第十三条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成十年五月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保全計画の決定の案の概要

1 自然環境の保全に関する基本的な事項

当該区域は、スダジイ・ウラジロガシに代表される広葉樹の巨木林の区域であり、極相的な状態にある優れた自然環境を形成している。よって、この区域を特別地区に指定し、適正な保全を図る。

2 特別地区の指定に関する事項

特別地区は、次のとおりとする。

名 称	鹿野河内特別地区
区 域	気高郡鹿野町大字河内字妙見谷ノ上四四一〇
面 積	一・二ヘクタール

3 自然環境の保全のための規制に関する事項

鳥取県自然環境保全条例第十六条第三項に規定する木竹の伐採の方法及びその限度は、次のとおりとする。

区 域	伐採の方法及び限度
2の特別地区の地区	原則として禁伐とする。ただし、被害木の除去など森林の群落構成を変える等の著しい変化を招くおそれの少ない場合、単木択伐（択伐率現在蓄積の一〇パーセント以内）を行うことができる。

4 自然環境の保全のための施設に関する事項

自然環境の保全のための施設は次のとおりとする。

施設の種類	位 置	工 種
標 識	気高郡鹿野町大字河内字妙見谷ノ上四四一〇	新 設

二 保全計画の決定の案の縦覧場所

鳥取県生活環境部景観自然課及び鹿野町役場

三 保全計画の決定の案の縦覧期間

平成十年五月十九日から二週間

鳥取県告示第三百六十七号

大山土地改良区が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業赤松地区農業用排水、農道整備及び暗きょ排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成十年五月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

平成十年五月二十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

大山町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業岸溝地区農道整備）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成十年五月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成十年五月二十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岸本町役場及び溝口町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第三百六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営は場整備事業小波地区区画整理）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成十年五月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間  
平成十年五月二十日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
淀江町役場
- 四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

**鳥取県告示第三百七十号**

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定に基づき、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めることについての届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成十年五月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出事項	届出事項	届出事項	届出事項	届出事項
届出事項	届出事項	届出事項	届出事項	届出事項
届出事項	届出事項	届出事項	届出事項	届出事項
届出事項	届出事項	届出事項	届出事項	届出事項
届出事項	届出事項	届出事項	届出事項	届出事項

**鳥取県告示第三百七十一号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成十年五月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 開発許可の年月日及び番号  
平成九年十一月十四日 鳥取県指令都計三一二第六号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称  
米子市彦名町字大吉一
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
米子市夜見町一九三八一  
金田まり子

**鳥取県告示第三百七十二号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成十年五月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 開発許可の年月日及び番号  
平成十年一月二十九日 鳥取県指令都計三一二第十号
- 二 工区（第二工区）に含まれる地域の名称  
米子市河崎字前川東、字古地前川東、字甚右衛門分、字彦左工門道西及び字古地夜見境

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市二本木五三八一

株式会社地産

代表取締役 柳谷 中

東京都千代田区丸の内三丁目四一

株式会社白石

代表取締役 白石 孝誼

鳥取県告示第三百七十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成十年五月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成十年二月二日 鳥取県指令都計三二第二十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市別所字東前田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市両三柳二三六〇一八

株式会社ミヨシ産業

代表取締役 三好 勇

鳥取県告示第三百七十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成十年五月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成十年二月二十七日 鳥取県指令都計三二第十九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市賀露町字中浜

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市賀露町一七〇三一五〇三

小玉 健

鳥取県告示第三百七十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定に基づき、手間第二団地、城山団地並びに渡団地、外江団地、弥生団地、高松団地、誠道団地及び余子団地の家賃等の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成十年五月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 手間第二団地

1 委託の相手

会見町

2 委託年月日

平成六年五月一日

二 城山団地

1 委託の相手

赤碓町

2 委託年月日

平成九年六月二十三日

三 渡団地、外江団地、弥生団地、高松団地、誠道団地及び余子団地

1 委託の相手

境港市

2 委託年月日

平成十年四月一日

正 誤

平成十年三月三十一日公布の鳥取県規則第二十九号（鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則）中次の箇所（誤り）があったので、訂正する。

頁 段 行 課 正  
十 上 後ろから十三 流水占有料等 流水占有料等